

地域主権改革関連 3 法案の早期成立を求める決議

地域主権改革関連 3 法案（「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」、「国と地方の協議の場に関する法律案」及び「地方自治法の一部を改正する法律案」）は、昨年 3 月に国会に提出され参議院で可決されたが、第 174 回通常国会及び二度にわたる臨時国会で継続審査とされ、未だ成立していない状況にある。

これら 3 法案は、地方が長年にわたって要請してきた国と地方の協議の場の法制化など、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組む地域主権改革の実現のために必要不可欠なものである。

国においては、今通常国会において、地域主権改革関連 3 法案を必ず成立させるよう強く求める。

以上、決議する。

平成 23 年 2 月 9 日

全国市議会議長会